

【ブラジル】 分割出願について新規則公表-2024年10月3日施行

2024年9月3日、ブラジル特許庁（BPO）は、分割出願手続きに関する2つの新しい省令（2024年8月29日付 INPI/DIRPA 第14号及び2024年9月2日付 INPI/DIRPA 第16号）を官報に掲載しました。施行日は、官報掲載日から30日後の2024年10月3日です。

主な内容：

分割出願ができる時期：旧規則では、出願の最初の審査が終了する日までと規定されていました。新規則では、出願を許可、拒絶、または最終的に審査を保留する決定の公報掲載日まで可能と明確に定義されました。さらに、この規則は職権による分割指令には適用されず、BPOの要請がある場合には、審判段階でも分割出願をすることができることとなりました。

分割出願提出時の注意事項：分割出願時には、分割出願のクレームと親出願の直近のクレームの相違点を明確に示したマークアップコピーを添付する必要があります。また、親出願と分割出願でクレーム範囲が重複している場合は、親出願のクレームから重複部分を削除する補正が必要となります。

以上